

## 新型コロナウイルス関係 10.16①

令和2年10月16日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰  
公衆衛生担当理事 今井 一登

### 令和2年度インフルエンザ流行期における 発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。  
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

日本医師会新型コロナウイルス感染症対策本部長  
中川 俊 男  
日本医師会感染症危機管理対策室長  
釜 范 敏

### 令和2年度インフルエンザ流行期における 発熱外来診療体制確保支援補助金に係る対応について

厚生労働省からは、新型コロナウイルス感染症に関して、これまでも多くの情報が発信されていますが、必ずしも各自治体への周知や理解が追いついていないケースがみられています。日本医師会としましては、今後ともその解消に努めてまいります。

さて、「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」は、令和2年9月7日付（健Ⅱ264F）にて貴会宛お送りいたしました。

標記について、厚生労働省より9月15日付けで各都道府県衛生主管部（局）宛に事務連絡がなされましたのでご連絡申し上げます。

インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制は都道府県によりそれぞれ異なりますが、地域の実情に応じて対応可能な医療機関をなるべく増やすことを目的としております。感染防止対策を講じているにもかかわらず、医療従事者に健康被害が生じた場合の対応について、日本医師会は引き続き国との協議を続けてまいります。

本事務連絡では、令和2年度インフルエンザ流行期における発熱外来診療体制確保支援補助金（発熱患者の外来診療・検査体制確保事業及び発熱患者の電話相談体制整備事業）の交付要綱が定められたことから（別途ご連絡）、都道府県に対して、同補助金を活用しながら、診療・検査医療機関（仮称）の指定及び電話相談体制を整備した医療機関の指定を進めること等を求めております。なお、同補助金は、医療機関に迅速に資金を交付する観点から、特例的に国が直接執行するとしております。

また、診療・検査医療機関（仮称）、電話相談体制を整備した医療機関の指定要件等が定められ、医療機関等の対応等の概要は別紙のとおりです。

「診療・検査医療機関」（仮称）が行う受診者数等のG-MISへの報告については、都道府県医師会や郡市区医師会等の関係団体等が複数の診療・検査医療機関の報告内容を取りまとめて代理入力しても差し支えないとしており、貴会のご協力を賜りたくよろしくお願い申し上げます。

なお、本件に関して、自治体との協議における疑義等があります場合は、本会宛にご連絡ください。厚生労働省を通じて対応いたします。

## 【発熱患者の外来診療・検査体制確保事業】

### 診療・検査医療機関（仮称）

#### 指定要件

- 都道府県によって常時指定する医療機関、感染の流行状況に応じて柔軟に指定・解除を行う医療機関を設けることができる。
- 指定を行う際の医療機関からの報告事項
  - ・医療機関名、住所、電話番号、担当部署又は担当者
  - ・診療・検査対象となる患者（相談体制を整備した医療機関や受診・相談センターから案内を受けた患者を受入れ可能か、自院のかかりつけ患者や自院に相談があった患者のみを受け入れるか、濃厚接触者等に対する検査も担うか等）
  - ・実施内容（診療と検査の対応、検査方法）
  - ・1週間単位の診療・検査対応時間
  - ・自治体のホームページ等での公表の可否

#### 施設要件

- 発熱患者等が新型コロナウイルス感染症以外の疾患の患者と接触しないよう、可能な限り動線が分けられていること。  
（※空間的分離ができない場合は時間的分離が必要となります。）
- 必要な検査体制が確保されていること（検査（検体採取）を地域外来・検査センター等に依頼する場合には、連携体制がとれていること）。
- 医療従事者の十分な感染対策を行うなどの適切な感染対策が講じられていること。
- 検査を行う場合には、行政検査の委託契約を締結していること。  
（※委託契約事務については大幅な簡素化がなされています。本会文書（9月10日付日医発第679号（健Ⅱ269）、9月25日付日医発第744号（健Ⅱ279））をご参照ください。）
- かかりつけ患者及び相談のあった患者のみを受け入れる場合は、院内掲示を行う等、自院のかかりつけ患者に対して、電話で相談した上で、自院で診療・検査可能である旨を周知すること。

#### 機能要件

- 対応時間等の範囲で、受診・相談センターや相談体制を整備した医療機関から患者の診療・検査の受入れ要請があった場合、又は患者から相談があった場合、原則速やかに患者の診療・検査を受け入れること。
- 受診した患者が、新型コロナウイルス感染症であった場合には、速やかに保健所や都道府県調整本部に連絡し、患者の状態を伝える等、患者の療養先の検討に協力すること。また、自宅療養や自宅での待機を行っている患者に対するフォローアップについては可能な範囲で協力すること。

#### 報告事項

- G-MISに日々の受診者数や検査数の入力を行うこと。ただし、入力が困難な期間

の分は、可能な範囲でさかのぼって入力を行うこと。なお、都道府県医師会や郡市区医師会等の関係団体等が、複数の診療・検査医療機関の報告内容を取りまとめて代理入力する方法としても差し支えない。

(別添厚労省事務連絡「「診療・検査医療機関(仮称)」の受診者数等の報告依頼について」参照)

○HER-SYSに必要な情報の入力を行うこと。

(※G-MIS、HER-SYSについては、入力業務を行う立場の観点からのシステム改善、項目の見直しを日本医師会から厚生労働省に強く要請しています。)

診療・検査医療機関の周知に関する要件

○地域でインフルエンザ流行に備えた相談・診療・検査体制を整備するに当たって必要な情報を、都道府県等、受診・相談センター、地域の医療機関間で共有すること。

○その上で、診療・検査医療機関(仮称)から公表可能と報告のあった医療機関について、地域の医師会等とも協議・合意の上、公表する場合は、自治体のホームページ等でその医療機関と対応時間等を公表する等、患者が円滑に医療機関を受診できるよう更なる方策を講じる。

(※医療機関が公表を可とした場合であっても、地域医療の提供に影響を及ぼすと地域の医師会が判断した場合は公表しません。)

#### 【電話相談体制整備事業】

##### 電話相談体制を整備した医療機関

指定要件等

○受診・相談センターからの依頼を受けて、当該センターの代理的機能として、地域の発熱患者等の土日祝日や夜間の電話相談業務を行う医療機関であること。

○受診・相談センター1か所あたり3医療機関までとすること。

○都道府県によって常時指定する医療機関、感染の流行状況に応じて柔軟に指定・解除を行う医療機関を設けることができる。

○指定の際の医療機関からの報告事項

- ・医療機関名、住所、電話番号、担当部署又は担当者
- ・相談を受け付ける電話番号
- ・1週間単位の相談対応時間

○医療機関名、電話番号、相談対応時間等を、自治体のホームページや機関紙等に掲示する等により、広く住民に周知すること。

○地域の「診療・検査医療機関(仮称)」や検査センターとその対応時間等を把握しておくこと。

○相談に対しては、看護職員等が患者の症状や経過、感染者との接触歴(海外渡航歴等も含めて)、既往歴や持病の有無、かかりつけ医の有無等を聞き取った上で、適切な医療機関と適切な受診タイミングを案内するとともに、家庭内での感染対策や受診に当たっての留意事項などの指導を行える体制を整備していること。その際、自院を案内する場合には、受診時間等を調整すること、他院を案内する場合には、事前に電話した上で受診するよう伝えること。